

---

---

# 春木川水系 河川整備計画（変更原案）について

---

---

## 前回審議会での委員指摘事項

### 前回の審議会時の委員指摘事項

1. (本文全体) 下、中、上流を分けた理由について整理。
2. (本文全体) 脚注の表記。である調、体言止めの統一。
3. (本文P11) 河川環境の整備と保全に関する目標 第三に「特に都心部では・・・」は春木川の状況に合致するのか。
4. (本文P16) 河川環境の整備と保全の実施に関する事項について、中央公園区間イメージ図 河道内の樹木 河積阻害にならないか確認が必要。
5. (本文P19～) 河川の情報提供に関する事項について、河川だけではなく、地震・津波に関する記載が必要。

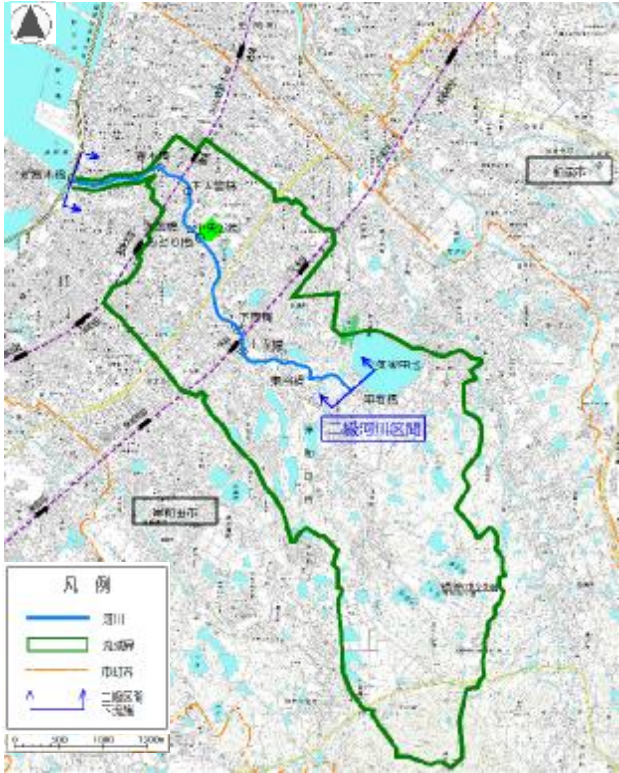
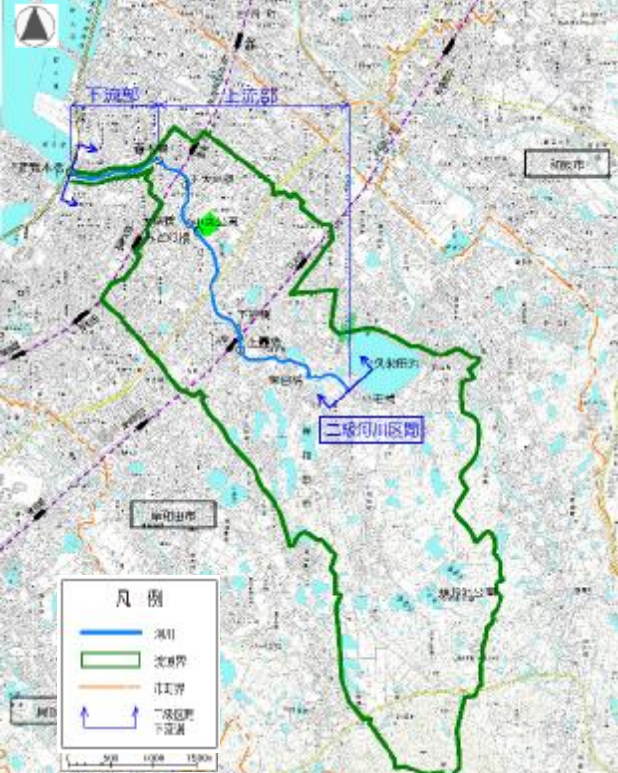


### 対応方針

1. (本文全体) 修文（下流部は高潮対策区間、中・上流部には護岸構造、河床勾配、河床材料、周辺の環境等に大きな変化はないため一連区間として記載）。
2. (本文全体) 修文。
3. (本文P11) 修文（春木川の状況に合致しないため削除）。
4. (本文P16) 修正なし（HWLより高い位置に植えるため河積阻害とならない）。
5. (本文P19～) 修文（地震・津波についても追記）。

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表 1.

| 指摘事項   | 対応  |
|--|---|
| <p>①下、中、上流を分けた理由について整理。<br/>           本文 P1 第1節 流域及び河川の概要<br/>           1. 流域の概要 図-1.1</p> | <p>図-1.1修正<br/>           (下流部は高潮対策区間、中・上流部には護岸構造、河床勾配、河床材料、周辺の環境等に大きな変化はないため一連区間として区間分けを追記)。</p> |
| <p>修正前 (H26年度 第3回審議会資料)</p>  | <p>修正後 (案)</p>  |
|            |               |

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表3.

| 指摘事項  | 対応  |
|---|---|
| <p>①下、中、上流を分けた理由について整理。<br/>           本文 P5 第1節 流域及び河川の概要 3. 河川の特徴</p>   | <p>修文<br/>           (下流部は高潮対策区間、中・上流部には護岸構造、河床勾配、河床材料、周辺の環境等に大きな変化はないため一連区間として区間分けを修正)。</p>  |
| <p>修正前 (H26年度 第3回審議会資料)</p>   | <p>修正後 (案)</p>  |
| <p>感潮区間である下流部は、河口～春木橋までの約1.0kmの区間で、ここまでが高潮対策区間となっています。この区間は、工場や住宅が密集している市街地を流れています。高潮対策区間では、両岸とも鋼矢板護岸の上部にブロック積及び擁壁で構成された防潮堤防が整備されており、川幅は20～30m、河床勾配は1/1000～1/500程度の単断面河道で、流れはほとんどありません。河道内の植生はほとんど見られない状況です (図-1.2 ①②参照)。河床材料は、シルト質の砂が中心です。</p> <p>中流部は、春木橋～JR阪和線までの約2.4km区間で、住宅地を流れています。当区間は河川管理用通路と一部隣接する市道を利用した春木川緑道が整備され、更に中央公園内を貫流するなど、沿川は緑が多いエリアとなっています。河道は、両岸ともコンクリートブロック積護岸の単断面河道で、みどり橋付近には、緑化ブロックなど環境に配慮した護岸を整備しています。川幅は18～20m、河床勾配は1/300程度、河道内は、瀬や淵が形成され、植物が繁茂しています (図-1.2 ③④⑤参照)。河床材料は、砂が中心です。</p> <p>上流部は、JR阪和線～平寿橋までの約2.3km区間で、住宅地や農地を流れています。また、2箇所の旧川部が残っており、河畔林などの自然環境が残っています。また、久米田池や久米田古墳群など歴史的資産が多く見られます。両岸ともコンクリートブロック積護岸で、川幅は11～18m、河床勾配は1/300程度です。河道内には瀬や淵が形成され、植物が繁茂しています (図-1.2 ⑥⑦⑧参照)。河床材料は、やや粒径の大きい砂が中心です。</p> | <p>同左</p> <p>上流部は、春木橋～平寿橋までの約4.7km区間で、住宅地や農地を流れています。当区間は河川管理用通路と一部隣接する市道を利用した春木川緑道が整備され、更に中央公園内を貫流するなど、沿川は緑が多いエリアとなっています。また、2箇所の旧川部が残っており、河畔林などの自然環境が残っています。河道周辺には久米田池や久米田古墳群など歴史的資産が多く見られます。河道は、両岸ともコンクリートブロック積護岸の単断面河道で、みどり橋付近には、緑化ブロックなど環境に配慮した護岸を整備しています。川幅は11～20m、河床勾配は1/300程度、河道内は、瀬や淵が形成され、植物が繁茂しています (図-1.2 ③～⑧参照)。河床材料は砂が中心です。</p> |

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表 4. 7. 8. 13. 14. 15. 16

| 指摘事項  | 対応   |
|---|--|
| <p>○下、中、上流を分けた理由について整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 P5 第1節 流域及び河川の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 河川の特 性 図-1.2</li> </ul> </li> <li>・本文 P8 第2節 河川整備の現状と課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 自然環境</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・本文 P8 第2節 河川整備の現状と課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 景観・親水性</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・本文 P12 第4節 河川整備計画の目標               <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 河川環境の整備と保全に関する目標</li> </ul> </li> <li>・本文 P12 第4節 河川整備計画の目標               <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 河川整備計画の計画対象区間</li> </ul> </li> <li>・本文 P14 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 河川環境の整備と保全 (3) 自然環境</li> </ul> </li> <li>・本文 P15 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 河川環境の整備と保全 (4) 景観・親水</li> </ul> </li> </ul> | <p>修文<br/>           (下流部は高潮対策区間、中・上流部には護岸構造、河床勾配、河床材料、周辺の環境等に大きな変化はないため一連区間として区間分けを修正)。</p> |



# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表6.

| 指摘事項   | 対応  |
|--|---|
| <p>②脚注の記載方法の統一（である調、体言止め）。</p> <p>本文 P7 第2節 河川整備の現状と課題</p> <p>2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題 脚注</p>  | <p>修文</p> <p>（である調、体言止め）。</p>   |
| <p>修正前（H26年度 第3回審議会資料）</p>   | <p>修正後（案）</p>   |
| <p>6) BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）河川などの水の有機汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物質が好気性微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求めます。75%値とは、年間観測データを値の小さい方から並べて、上位から75%目の数値であり、環境基準への適合性の判断に用いられます。</p> <p>7) 下水道普及率：下水道整備人口/行政人口</p> <p>8) 「アドプト・リバー・プログラム」：地元自治会や企業、市民グループ、学校などに河川の一定区間の清掃や美化活動などを継続的に実施していただき、河川愛護に対する啓発や、河川美化による地域環境の改善、不法投棄の防止などに役立てることをねらいとした取り組みです。</p> | <p>6) BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）河川などの水の有機汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物質が好気性微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求める。75%値とは、年間観測データを値の小さい方から並べて、上位から75%目の数値であり、環境基準への適合性の判断に用いられる。</p> <p>7) 下水道普及率：下水道整備人口/行政人口。</p> <p>8) 「アドプト・リバー・プログラム」：地元自治会や企業、市民グループ、学校などに河川の一定区間の清掃や美化活動などを継続的に実施していただき、河川愛護に対する啓発や、河川美化による地域環境の改善、不法投棄の防止などに役立てることをねらいとした取り組み。</p> |

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表2. 5. 9. 10. 11

| 指摘事項   | 対応                         |
|--|----------------------------|
| <p>②脚注の記載方法の統一（である調、体言止め）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 本文 P3 第1節 流域及び河川の概要 2. 流域の特性</li><li>• 本文 P6 第2節 河川整備の現状と課題<ul style="list-style-type: none"><li>1. 治水の現状と課題</li></ul></li><li>• 本文 P8 第2節 河川整備の現状と課題<ul style="list-style-type: none"><li>2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題</li></ul></li><li>• 本文 P10 第4節 河川整備計画の目標<ul style="list-style-type: none"><li>1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標</li></ul></li><li>• 本文 P11 第4節 河川整備計画の目標<ul style="list-style-type: none"><li>3. 河川環境の整備と保全に関する目標</li></ul></li></ul> | <p>修文<br/>（である調、体言止め）。</p> |

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表 1 2.

| 指摘事項  | 対応   |
|---|--|
| <p>③春木川の状況に合致するように記載。<br/>本文 P11 第4節 河川整備計画の目標<br/>3. 河川環境の整備と保全に関する目標</p>  | <p>修文<br/>(都心部に関する記載削除)。</p>   |
| <p>修正前 (H26年度 第3回審議会資料)</p>   | <p>修正後 (案)</p>   |
| <p>第三に、豊かな河川環境は重要な地域資源であり、良好な景観を維持・形成するため、川の周辺も含めた空間を考え、景観に配慮した材料を採用するなど、周辺環境との調和を目指します。また、関係機関や地域住民と連携し、地域住民が愛着を持てる空間づくりを目指します。特に、都心部においては、民間企業等の連携により、都市のシンボルとしての質の高い利用の促進を目指します。</p> | <p>第三に、豊かな河川環境は重要な地域資源であり、良好な景観を維持・形成するため、川の周辺も含めた空間を考え、景観に配慮した材料を採用するなど、周辺環境との調和を目指します。また、関係機関や地域住民と連携し、地域住民が愛着を持てる空間づくりを目指します。</p> |



# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

## 17. 河川整備の実施に関する事項について

| 指摘事項   | 対応   |
|--|--|
| <p>④中央公園区間の樹木が河積阻害にならないか確認。<br/>           本文 P16 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 3. 河川環境の整備と保全<br/>           (4) 景観・親水 イメージ図</p> | <p>修正なし<br/>           (HWLより高い位置に植えるため河積阻害とならない)。</p> |
| -----  |  |
| 修正前 (H26年度 第3回審議会資料)   | 修正後 (案)  |
| <p>イメージ図</p>   | <p>イメージ図</p>   |

# 前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対照表18.

| 指摘事項  | 対応  |
|---|---|
| <p>⑤河川だけではなく、地震・津波について記載が必要。<br/>本文 P19～20 第2節 河川情報の提供に関する事項</p>  | <p>修文<br/>(地震・津波について追記)。</p>  |
| <p>修正前 (H26年度 第3回審議会資料)</p>   | <p>修正後 (案)</p>  |
| <p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、岸和田市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供及び伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れつつ構築していきます。</p> <p>具体的には、これまでの洪水ハザードマップによる情報提供に加え、時間雨量50ミリ程度、時間雨量65ミリ程度、時間雨量80ミリ程度、時間雨量90ミリ程度の4ケースによる地先の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行っています。また、地域単位でのワークショップの開催等によって、地域住民へ洪水リスクの周知を図るとともに、過去の災害実績や避難経路を確認し、防災マップ作成や簡易型図上訓練等を行い、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ、住民が自ら行動できる避難体制づくり（自主防災組織の設立、防災リーダー育成等）に取り組みます。</p> <p>また、現在実施しているホームページ、地上デジタル放送等での情報提供（雨量、水位）に加え、岸和田市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。</p> | <p>河川氾濫・浸水、地震・津波に関する情報については、住民が的確に避難行動をとれるよう、岸和田市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水、地震・津波による危険性の周知、②必要な情報の提供及び伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れていきます。</p> <p>具体的には、河川氾濫・浸水に関しては、これまでの洪水ハザードマップによる情報提供に加え、時間雨量50ミリ程度、時間雨量65ミリ程度、時間雨量80ミリ程度、時間雨量90ミリの4ケースによる地先の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行っています。また、地域単位でのワークショップの開催等によって、地域住民へ洪水リスクの周知を図るとともに、過去の災害実績や避難経路の確認し、防災マップ作成や簡易型図上訓練等を行います。更に、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ、住民が自ら行動できる避難体制づくり（自主防災組織の設立、防災リーダー育成等）に取り組みます。また、地震・津波に関しては、岸和田市において、津波ハザードマップの公表・周知が図られています。</p> <p>これらに加えて、現在実施しているホームページ、地上デジタル放送等での情報提供（雨量、河川の水位、潮位等）をするとともに、岸和田市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。</p> |